

大阪府立槻の木高等学校PTA会計支出執行基準

【全体】

- 1 各科目の支出額は、予算額を超えてはいけない。
- 2 ただし、支出内容が予算で承認されたものである場合、各科目の予算額の2割を超えない範囲で、役員会の承認を得て、予備費から支出できるものとする。
- 3 予算額を超えて、かつ予備費の支出基準を超える場合は、臨時総会を開き、補正予算の承認を得なければいけない。

【慶弔費】

慶弔費は「大阪府立槻の木高等学校PTA慶弔内規」に基づき支出しなければいけない。

【教育振興費】

教育振興費は、会費収入総額の20%の金額を超えての支出をしてはいけない。

【国内事業費の姉妹校関係費】

- 1 姉妹校提携協定書並びに協定書についての覚書に基づき、受け入れ生徒の滞在費についての経費を支出できるものとする。
- 2 ホームステイ受け入れ先の家庭（会員）には、受け入れ生徒1名につき1泊2,000円の助成を行うことができるものとする。

【国外事業費の姉妹校関係費】

- 1 姉妹校提携協定書並びに協定書についての覚書により、学校が負担すべき費用について支援するものとする。
- 2 訪問先姉妹校等への記念品として、訪問先1箇所につき3,000円以内の品を支出できるものとする。

【国外事業費の教員付添旅費】

- 1 生徒が姉妹校等の海外に行く際、付添教員の旅費を支出することができるものとする。
- 2 旅費の積算については、公費の旅費積算に準じて算出した額を支出する。
- 3 空港までの旅費は、支出しない。（公費からの支出）
- 4 保険料は支出しない。（公務災害補償が適用されるため）
- 5 食事代、海外での交通費、その他必要となる費用については公費の旅費基準に準じるものとする。

【改正手続き】

- 1 本執行基準の変更については、総会の審議を経て、承認されなければいけない。

付則 この基準は、令和2年9月1日から適用する。